

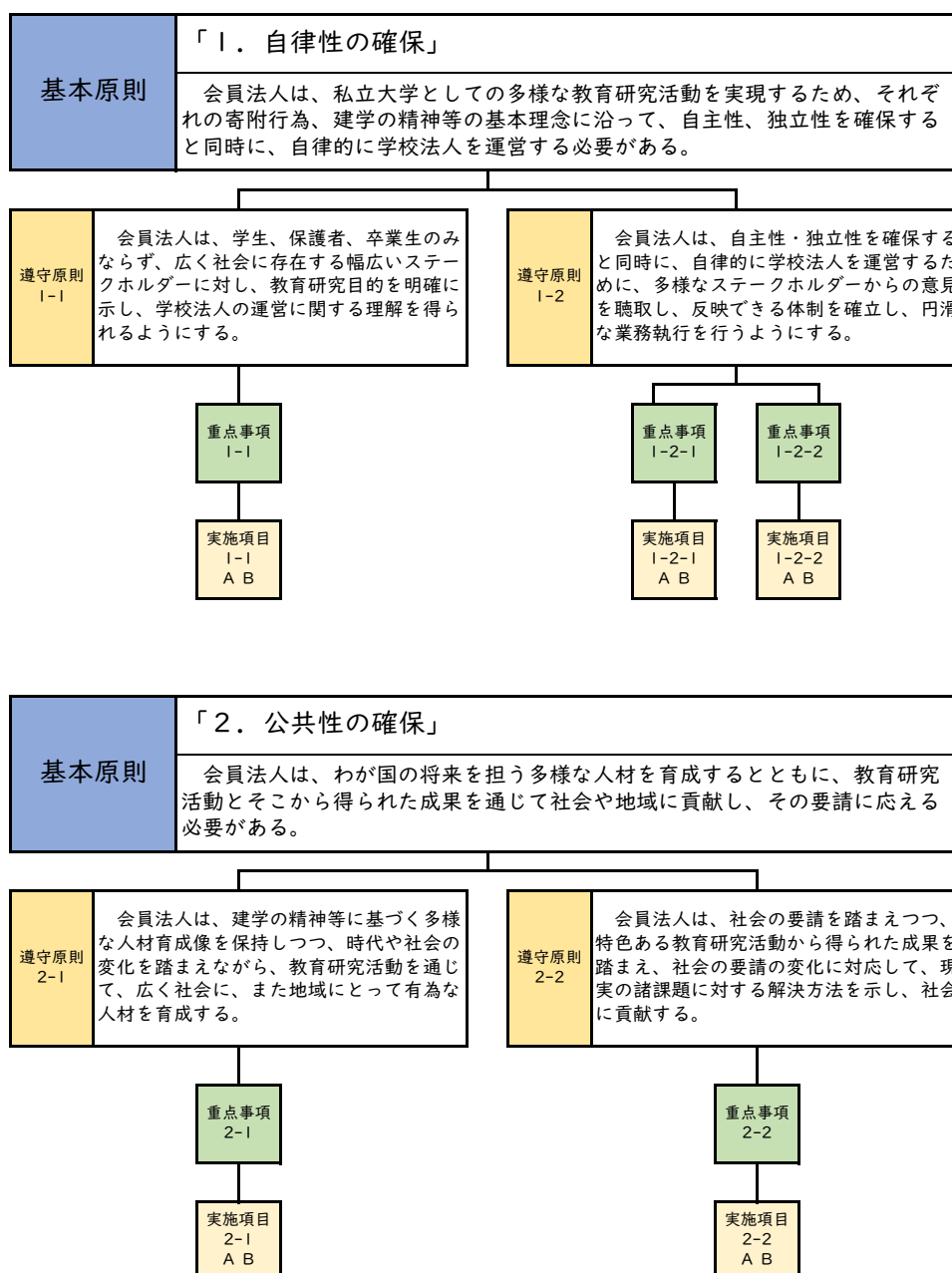
『日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード【第2.1版】』体系図

基本原則 : 遵守すべき内容であり、当法人への報告義務を有する。

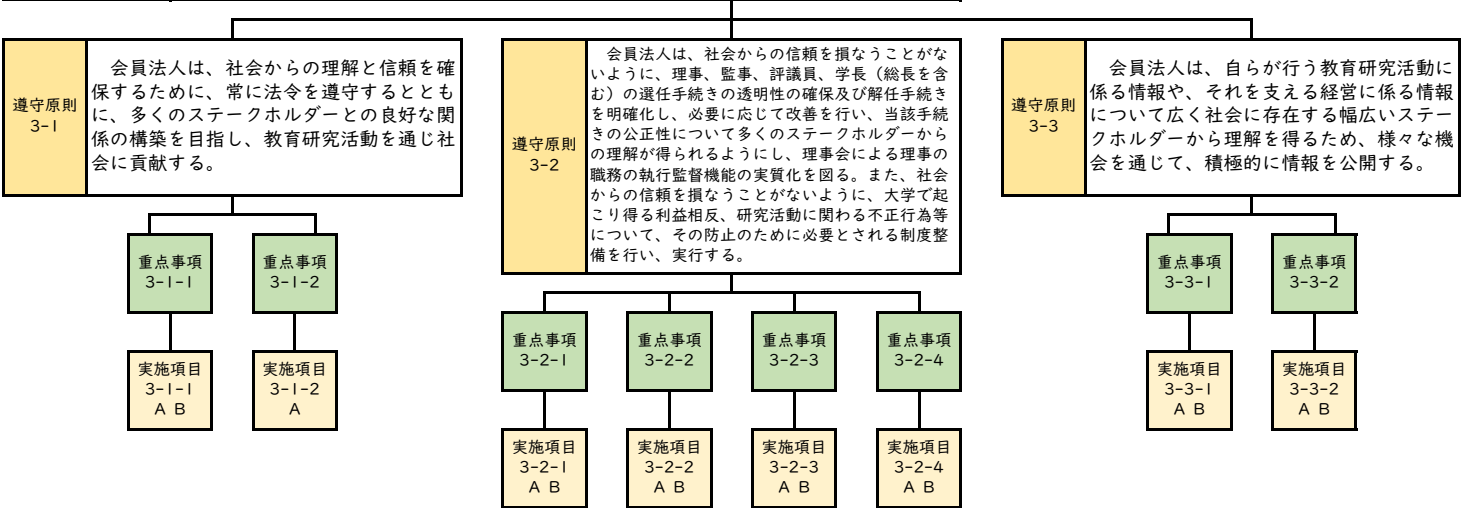
遵守原則 : 遵守すべき内容であり、当法人への報告義務を有する。
「基本原則」を遵守するために必要な内容である。

重点事項 : 「遵守原則」の遵守状況を判断するための指針となる。「遵守原則」を他の方策で遵守している場合、その当該方策の内容を当法人に報告する。

実施項目 : 「重点事項」を達成するための具体的項目であり、多くの会員法人に共通する実効的な取組例（A）とガバナンス向上のために推奨される取組例（B）という2種類で区分表示される。そのすべてを「ボックススティッキング（形式主義的にコードを利用すること）」的に実施することを意図するものではない。A、B以外の方法でも重点事項の達成は可能であり、これ以外の取組を排除するものではない。他の方法で「重点事項」を達成できている場合、その当該取組の内容を当法人に報告する。



基本原則	「３．信頼性・透明性の確保」
	会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。



基本原則	「４．継続性の確保」
	会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。

